特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、健康増進事務情報における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

適用した理由

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	(ルを取り扱う事務
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりのための 務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に取り扱う。 ・肺がん検診(一次・精密)・乳がん検診(一次・精密)・胃がん検診(一次・精密)・子宮がん検診 (一次・精密) ・大腸がん検診(一次・精密)・肝炎ウイルス検診(一次・精密) ・骨粗鬆症検診(一次・精密)・歯周疾患検診(一次・精密)
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイ	プル名
1. がん検診等結果 2. 健	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第111の項 ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 第139の項 (情報提供の根拠) 第139の項
5. 評価実施機関におけ	ナる担当部署
①部署	保健こども課
②所属長の役職名	保健こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1111
8. 特定個人情報ファイ	「ルの取扱いに関する問合せ
連絡先	度会町保健こども課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1112
9. 規則第9条第2項の)適用 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実] ぞれ重点項目評(価書及び 価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書 「ク対策の詳細が記	
載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さっ			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残さ			
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネット	・ワークシステムを	F通じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入; 2)十分である 3)課題が残さ;			
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入: 2)十分である 3)課題が残さ			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	[〇]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					

9. 監査				
実施の有無	[]自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 で不正に使用されるリスクな使用等のリスクへの対策 でかれるリスクへの対策 システムを通じて目的 システムを通じて不正ない、減失・毀損リスクへの	るとの紐付けが行われるリスクへの対 クへの対策 け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた) トの入手が行われるリスクへの対策 に提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	証によって限定しており、名簿	算によって権限の適切な アクセス権限のない職	員は、ID・パスワード及び指紋認証に 管理を行っている。これらの対策を講 員等)によって不正に使用されるリスク	じていること

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5 ① 部署	福祉保健課	福祉・環境課	事後	
平成28年4月1日	I-5 ② 所属長	福祉保健課長	福祉・環境課長	事後	
平成28年4月1日	I-8	度会町福祉保健課	度会町福祉·環境課	事後	
平成30年4月1日	I-5 ① 部署	福祉·環境課	福祉保健課	事後	
平成30年4月1日	I-5 ② 所属長	福祉•環境課長	福祉保健課長	事後	
平成30年4月1日	I-8	度会町福祉·環境課	度会町福祉保健課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の検診か	平成26年10月31日 時点	平成31年 4月1日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、 計数時点を最新のものに変
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の検診か	平成26年10月31日 時点	平成31年 4月1日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、 計数時点を最新のものに変
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策		Ⅳリスク対策	事後	評価書の様式変更。
令和3年4月1日	I-5 ① 部署	福祉保健課	保健こども課	事後	
令和3年4月1日	I-5 ② 所属長	福祉保健課長	保健こども課長	事後	
令和3年4月1日	I-8	度会町福祉保健課	度会町保健こども課	事後	
令和3年4月1日	I-②事務の概要	健康増進法に基づき、本町が実施した健康診 査、がん検診等の情報を管理する。	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりの	事後	
	I-③システムの名称	1. 健康管理システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名シ ステム 3. 中間サーバー	事後	
令和4年3月11日	I-3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	1. 番号法第9条第1項、別表第一 76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和4年3月11日	I-4 ②法律上の根拠		番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事後	
令和7年10月17日	I −1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりの	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教	事後	
令和7年10月17日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システ		1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名シ ステム 3. 中間サーバー	事前	ガバメントクラウド上へ標準準 拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	I-3 個人番号の利用 法令 上の根拠		1. 番号法第9条第1項別表111の項	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	I -4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②	・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	・番号法第9条第1項別表第111の項 ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	Ⅱ -1 しきい値判断項目 対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	様式変更による追加
令和7年10月17日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いとされる		新設	事後	様式変更による追加